

奈良県立大学学長選考会議規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学定款（以下「定款」という。）第11条第2項の規定に基づき、奈良県立大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）を設置する。

(審議事項等)

第2条 選考会議は次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学長の選考に関する事項
- (2) 学長の解任に関する事項
- (3) 学長選考会議規程の改正に関する事項
- (4) その他学長の選考、任期及び解任の審議に関し必要な事項

(委員)

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 経営審議会を構成する委員（理事長及び副理事長を除く。）のうち当該経営審議会において選出された者 3人
 - (2) 教育研究審議会を構成する委員（学長を除く。）のうち当該教育研究審議会において選出された者 3人
- 2 前項各号に掲げる者には、法人の役員及び職員以外の者（以下「学外者」という。）が含まれるようにしなければならない。
- 3 委員の任期は当該職にある期間とする。
- 4 委員が次の各号のいずれかに該当することになった場合は、任期の途中であっても、委員を退任するものとする。
- (1) 理事長に任命されたとき
 - (2) 公立大学法人奈良県立大学学長選考規程第3条第1項の規定により学長候補者に推薦されたとき
- 5 委員は再任されることができる。

(委員長)

第4条 選考会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選考会議を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選考会議の会議は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 選考会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 選考会議の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 選考会議は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 選考会議の庶務は事務局総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、選考会議の運営に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。